

論 説

韓国における最近の離婚動向研究（上）

片 智 姫

はじめに	(1970～1994)
第1章 離婚制度の変遷	4 婚姻形態別婚姻年齢（1985～1994）
第1節 離婚制度の変遷	
第2節 現代の離婚主義の傾向	5 地域別出生性比（1970～1994）
第3節 東洋の離婚制度	
第4節 韓国の離婚制度	6 婚姻原因別離婚構成比（1970～1994）
1 協議離婚	
2 裁判離婚	7 年齢別離婚構成比及び平均離婚年齢（1970～1994）
第2章 離婚の実態	
第1節 韓国の離婚の実態	8 同居期間別離婚構成比（1985～1994）
1 人口動態統計	
2 人口動態件数及び動態率（1970～1994）	9 世界主要国の出生性比比較（1994年）
3 季節的婚姻構造化	

はじめに

第二次大戦が終わってすでに50年が経過した。戦後韓国と日本国の憲法が改正されそれに伴い家族法も改正され何回も追加改正施行されて現在婚姻、離婚に関する法規定も又見直されるようになった。

50年近い長い歳月の間に韓国と日本国の社会状況は大きく変わってきた。

経済の高度成長により工業化、産業化、都市化が急速に進み後進国であ

った韓国が世界の先進国と肩を並べるようになり日本国も含めて経済大国になったのである。他方では種々な文化の発達で生活が楽になり生命の延長と高齢化社会に入り家族の構成も変わってしまった。これらの社会経済状況の変化はわたくしたちの生活つまり家族内の生活様式、即ち電気製品の発達で自動化され余暇、相互の人間関係、夫婦のあり方、親子関係、婚姻、離婚それぞれの意識に対して大きな変化をもたらすようになった。

それに伴ってここ数年の間に世界各国の文化や風俗も交流し異文化さえも自国の習慣になったものもある。東洋的な習慣で“離婚をしたらだめ”という考えもうすくなり“男性は外、女性は家庭”というしきたりもなくなってしまった。

つまり“離婚はこわくない”と女性は叫ぶようになった。事実であろうかその理由は何であろうかということで先ず離婚の原因が女性の自立と思い調べることにした。

女性の自立は進んでいる。そして離婚は女性の自立と深くかかわっている。離婚すると食べていけないから離婚出来ない。子供がいるため離婚して働けないから我慢するほかない。こういう女性が多かった、最近になって夫の定年とともに退職金を分与して離婚するケースが多くなったのもその結果である。

ところが女性の職業的自立、保育制度、社会保障、資産等が少しずつ向上して離婚がしやすくなりだした。嫌な人との結婚生活を続けるほどみじめで不幸なものはない。夫は浮気しても妻はがまんする、夫は捨てる身であり妻は捨てられる身であり泣く身である、とは本当にかわいそうなことである。人権の問題でもある。

従来結婚は尊いもの、離婚は悪いこと、不幸なことという既成概念、結婚の持つ道徳的威圧に眩惑されて、学者も、裁判所もそしてわれわれ自身も否全ての人達も離婚を見ることが多すぎた。そして離婚による貧困を怖れていた。離婚は物質的に不安だけでなく相手の精神的打撃、子供の問題、子供の職業の障害で貧しさをまぬがれない。だが女性も家庭を出て

働くことが出来る保育施設、福祉施設を国の政策は保障しない。

男女平等の人権問題、女性世界大会のモットーである労働力の女性化によって男女賃金差をなくし経済成長の過程として資本蓄積過程に位置づけるとともにその過程を生産（人間）と再生産の両領域を含む社会、経済システムの中に取り入れ国家、企業、労働組合、家族行動を媒介として展開するようになった。

そこで本論文では韓国の人口統計、婚姻、離婚、出産、死亡等の統計を調査しこの家族の構成が女性労働力とのかかわりとしてどういうふうに結びついているかを論じ、おそくなる結婚、増える離婚、五人に一人は一生結婚しない（日本の場合）理由、などが労働力の女性化によって支えているかを調査するため経済人口動態、働く女性の比率、男女賃金差、専業主婦の仕事の希望、兼業主婦の家庭内の悩み、夫と妻の役割、女性の専門職の比率、高齢社会の家庭の変化、等を研究し女性の経済的自立が離婚を増加させているかを実証するためアンケートを調査し平和な社会、家族が崩壊しない家庭に役立つよう本論文を書き皆様によるこんで読んで頂ければ幸いと存じる次第です。

第1章 離婚の概要

離婚とは夫婦の生存中における婚姻の解消であるから、それは婚姻との関連において把握されなければならない。つまり婚姻という男女の結合がなければ婚姻という概念はあり得ない。もっとも具体的には離婚およびその制度の形態は、婚姻およびその制度と関連しながら、それぞれの国家や民族の経済および文化の発展段階、民族の特性、各民族をとりまく自然的条件、社会的構造等によってさまざまな形があらわれている。

離婚に纏わる諸問題は、婚姻の諸問題と密接に結びついており、離婚の経済的帰結、政治的考慮、慣習及び法の影響、宗教の影響、社会的構造の影響、個人の解放の程度、また夫婦の結合及び愛情、親と子との関係、相

互の感情その他、家族関係と関連させて把握されなければならない。しかしこれらの諸要因が離婚に与える影響は個人個人によって強弱の差があり、その影響の程度も異なる。つまり、男女が結合する時、法律に規定された制度に従ってこのことが進めば特に問題は生じないだろうが、別れるとなると、二人の間の子や財産等の問題、あるいはその間築きあげられた諸問題が複雑にからんでくることになる。そこに離婚問題の複雑さがあるわけである。

婚姻と離婚はいわば表裏の関係に立つ。故に婚姻と離婚は切り離して語ることが出来ない。また、人口とも相関連して語られなければならない。全人口が全て婚姻するわけではなく、また一定の年齢になってから婚姻生活に入るのだから、全人口の何%が婚姻し、何%が離婚するかを知るためには、まず全人口を把握する必要がある。

離婚は夫婦の生存中における当事者の意思に基づく婚姻の解消である。そもそも婚姻は男女の終生の共同生活を目的とする結合であるから、これをその中途において解消することは婚姻の本質に反することである。

しかし事実上どうしても維持できない状態にまで破綻した婚姻を法律で維持し当事者を拘束しても害あって益がない⁽¹⁾。

そこで近代法は害ある離婚こそ最大の行為と見なし、世界各国で離婚制度を認めるようになってきたのである。

第 1 節 離婚制度の変遷

離婚は、父権的な家族制度社会においては、しばしば家長の独断で行われ、婚姻当事者の意思による場合でも、もっぱら夫の一方的な意思で行われ、妻の同意は無視された。所謂追い出し離婚とも言われ、また妻から離婚の請求は認められなかった。男子専制主義だったのである。

中世の西ヨーロッパキリスト教国においては、離婚は禁止されていた

(1) 民法 3. 親族相続法：我妻栄，有泉亨著，1981，一粒社，p. 95

が、これは夫の専制から妻を救う一つの手段でもあったのである。

その後婚姻が教会から離れ、法の支配を受けるようになってからも長い間教会の制限主義の影響は続いた。

だがすでに存続の合理的根拠を喪失した婚姻を法的に維持し、殊に責任のない者を一生涯拘束しておくことは無意味であり、残酷でもあるので、姦通その他の一定の法律に定めた重大な理由がある時以外は、離婚が認められるようになった。しかし当初は当事者の合意だけで離婚することは認められず、国家の承認を必要とする裁判主義が採られ、また当事者の一方が有責の場合に他方が離婚を請求する有責主義（主観主義）が採用された。しかし次第に、必ずしも一方が有責でなくとも、婚姻を継続しがたい事情があれば離婚を認めるという目的主義、破綻主義（または客観主義）が採用されるようになり、婚姻が維持できないほどに破綻しているかどうかは当事者がきめ、当事者の協議で離婚できる協議離婚が認められるに至った。この協議離婚には、本人の意思とその意思を確かめる裁判所の認定を必要とするものと、届出によって離婚できるものがある。なお、子の保護という見地から離婚に制約を加える新しい傾向もある（旧ソ連の離婚法）。

第2節 現代の離婚主義の傾向

現代の世界の離婚制度をみるとそのほとんどが破綻主義に移行している。

前近代的な、離婚を正当化する具体的事由を列挙するのではなく、抽象的な理由のみを規定し、結婚生活を続けることが不可能な時は離婚を認めるようになった。

1907年、スイス民法が初めて「夫婦間の婚姻生活を継続し難い程度にまで婚姻関係の深刻な破綻が生じた時には夫婦の一方が離婚訴訟を提起することが出来る」（スイス民法142条）と規定した。以後破綻主義に立脚した一般条項を離婚原因として取り入れた立法は、スウェーデン等西欧諸国

(1920年以後), 独逸 (1938年), ソ連 (1944年), 日本 (1948年) 等, 世界の多くの国で採用され, 破綻主義が今日の離婚制度の原則となった。また最近一連の離婚制度改革がすすめられており, 世界各国で民法が改正されている。まずアメリカでは有責主義による姦通のみを離婚原因としていた New York 州が「虐待, 2 年以上の遺棄, 3 年以上の懲役刑, 別居判決後の 2 年以上の別居, 公正証書による離婚合意書作成以後 2 年以上の別居」等を離婚原因として追加するようになった (1967年), また California 州では有責主義が破棄し, 「不治の精神病」「回復し難い婚姻の破綻を生成し調整可能性のない不一致」を離婚原因とする破綻主義を採用するようになった。

次に旧ソ連が未成年の子がない夫婦に対して協議離婚を認めるようになり (1968年), 有責主義をもっとも強調していた英国でも 2 年以上の別居を前提とする合意と 5 年以上の別居を離婚原因として認め (1969年), カトリックの影響で離婚を禁止していたイタリアが離婚を認めるようになった (1970年)。スウェーデンも協議離婚を認定するようになり (1973年), フランスでも協議離婚と破綻主義的離婚原因を採用するようになり (1975年), また離婚方式の一つとして「共同生活の破綻による離婚」を認め, 6 年以上の別居を離婚原因として定めるようになった。ドイツも破綻主義離婚原因を採択した (1976年)。イタリアと同じくカトリックの影響で離婚を禁止していたブラジルも 1977年に, スウェーデンも 1981年に禁止されていた離婚を認める制度を導入し, スウェーデンでは一方的な離婚申請をしてから 6 か月間の考慮期間を経過した後, 二度目の申請をすれば離婚を認める単位離婚制度を採択した (1987年)。

以上のように離婚法の歴史は, 離婚をなるべく制限する立場から漸次開放的な方向に移行しつつあり, 男女平等, 特に夫婦不平等から夫婦平等へと, とりわけ妻の地位の向上を図るようになったのである⁽²⁾。

(2) 日本民法 3. 親族相続法, 我妻栄, 有泉亨著, 1981, 一粒社, p. 96.

第3節 東洋の離婚制度

東洋においては儒教的思想を根拠にした男子専権の離婚が行われてきた。しかしそれは個人的な恣意つまり夫の専断的な意思で行われたというよりも、むしろ封建的な家族制度に要請された家長（特に夫の父）の意思によって行われることが多く、その結果いわば女は棄妻になったのである。しかし棄妻は家長のみの恣意によって行われるのではなく、一定の事由がある時に認められた、即ち所謂「七去之惡」の制度である。

「七去之惡」とは7つの棄妻原因、つまり男子の子がない時、淫佚、不事舅姑、多言、窃盜、妬、惡疾を指す。その中、三不去として、夫の父母の喪を行った妻、糟糠之妻で帰る家がない場合と、実家の父母がない妻は、たとえ義絶の事由があっても、法律が離婚を強制している場合及び姦淫、惡疾の病氣を持っている場合を除き、夫の一方的な追い出し離婚の対象にならなかった⁽³⁾。

これは中国からはじまり韓国を通じて日本にもその影響を与えた。

七出三不去の中に義絶ということがある。それは一定の法定原因がある時は夫婦の意思とか家長の意思如何を問わず法律上強制的に離婚を認める

(3) 独逸では唯一の離婚原因として「婚姻が破綻された場合離婚をする事が出来る。夫婦の共同生活が存在しないで夫婦がそれを回復させることが期待できない場合は婚姻は破綻されたと看做す（独民1565条1項）と規定して夫婦が一年以上別居した時は夫婦双方が離婚申請をなすか申請人の相対方が離婚に同意した場合及び夫婦が3年以上別居した場合には絶対に婚姻は破綻したと推定する（独民1566条）。ただし子又は離婚申請人の相対方の利益のために離婚が認定されない場合があると規定し（独民1568条）所謂夫婦に苛酷条項を規定したけれどもその判断はすごく相方に厳しいと語っている。独逸の判例で苛酷条項を適用することは珍しい程であり離婚に直面する夫婦は別居中に離婚の対策をする必要がある。しかし3年間別居が経過すれば離婚後の経済的な問題と精神的回復も良くなると思い3年間の別居の後ほとんど離婚を認めることにしている。独逸連邦憲法第1条は破綻主義の徹底化に消極的であり1986年には5年以上別居が続いた場合に苛酷条項を適用しない規定を削除した（独逸民法1568条2項）のである。

制度である⁽⁴⁾。

第 4 節 韓国の離婚制度

韓国の離婚制度は13ページに述べたように、伝統的には「七出三不去」とか「義絶」といった東洋的な離婚制度であり、儒教思想に従った男子専権主義であった。今日の裁判離婚とか協議離婚制度が取り入れられたのは日本の侵略以後である。これらの離婚制度は日本民法をそのまま受け入れたものであるが、それは日本の旧民法の封建的な家族制度の要請に応じた男女不平等を容認し、また裁判離婚原因も有責主義に立脚した制限列举主義的なものであった。

この有責主義離婚原因に代えて、近時韓国も世界の男女平等化の動きに歩調を合わせ、抽象的離婚原因を認めるようになった。

そして協議離婚制度を認めるようになったが、他人の自由な意思と感情、また人間の尊厳と自由を前提とする協議離婚制度は、社会的な男女平等の実現によって実質的に保障されなければならない。

現在の韓国の離婚制度の実態をみると、協議離婚の自由は夫のものであり、妻のものではないことがわかる。これを合理的な方向に向けて是正しようとするのが協議離婚申告審査制度である。即ち戸籍公務員は、協議離婚申告に対してその書面の真正成立如何を確認（本人の意思であるかどうか）

(4) 金嘯洙著 親族相続法, 法文社, 1995, p. 187.

- 1) この義絶法は大明律出妻條「著犯義絶應離而不離者杖八十」に由来する。唐津疏議によると、その義絶の事由は即ち妻、妾を義絶する理由①妻が姦通を犯した場合 ②妻が夫の父母、又は祖父母を殴打又は罵をした場合 ③妻が夫の親族を殴打した場合。④妻が夫の期親以下娼麻以上の尊卑罵した場合。⑤妻が夫の娼麻以上親を姦した場合 ⑥妻が夫を殺害しようとした場合である。
- 2) 妻が夫を義絶する事由。①夫が妻を懲懲するか、又は勒抑して他人と姦通させた場合 ②夫が妻を嫁売典履し他人の妻妾にさせた場合 ③夫が妻の母と姦通した場合 ④夫、又はその家族が妻の祖父母、父母を殴打した場合である。

か、本人であるかどうかを本人が裁判官の前で、身分証明書、戸籍謄本などにより確認する）した後で申告を受理するようになっており（戸籍法79条2）、また協議離婚申告は家庭法院の確認を必要とする。

現在韓国では協議離婚と裁判離婚の二つの制度が認められている。

1 協議離婚

夫婦は協議によって離婚することができる（民法834条）実質的要件

①当事者間で離婚の意思が合致すること。

②禁治産者の場合は父母又は後見人の同意を必要とする。

③婚姻中に出生した未成年の子がいる場合は、父母の協議で親権者をきめ、申告書に記載することを要す（民法909条4項、戸籍法79条、財産分割請求権を行使するかどうかは本人の自由である。民法839条2）。

2 裁判離婚

民法840条は裁判上の離婚原因として次の各号を挙げ、該当の理由がある場合には夫婦の一方は家庭法院に離婚を請求することができる、とする（1990, 1, 13）。本条各号は

1 配偶者に不貞行為がある場合

2 配偶者が悪意で他の一方を遺棄した場合。

3 配偶者及びその直系尊属から不当な待遇を受けた場合

4 自己の直系尊属が配偶者から不当な待遇を受けた場合

5 配偶者の生死が3年以上不明な場合

6 その他婚姻を継続し難い重大な理由がある場合

と規定している。

裁判離婚は法律上規定された離婚原因に従って夫婦の一方が請求する離婚である。夫婦の一方が離婚に合意しない場合にだけ請求を認められるが、まず調停が行われ、その後初めて離婚訴訟を起こすことが出来る。

離婚原因としては「総体的離婚原因主義」を採用し、個別的離婚原因以

外に「婚姻を継続し難い重大な事由」がある場合には離婚を請求することが出来ると規定し、離婚原因に弾力性を与え、具体的な妥当性の強化を図っている。次に離婚原因に夫婦の平等を撤退的に定めているが、3、4号には封建的家族主義的な側面が見られる。

民法840号1号～5号までは絶対的かつ具体的な離婚原因であるが、6号の事由は相対的抽象的な離婚原因であり、破綻主義を示す。判例も破綻主義を適用している⁽⁵⁾。

第2章 離婚の実態

第1節 韓国の離婚の実態

離婚件数は人口を無視して比較することはできない。そこで先ず人口の変動を調べるに先立って、出生、死亡の自然増、及び婚姻、離婚件数の調査統計表（I—1）を示す。

この表は1970年から1994年までの人口動態推定件数である⁽⁶⁾。離婚は婚姻がなければ存在せず、また婚姻は成年人口に比例する。普通は当該年の人口（韓国では毎年10月1日現在を基準に調査する）が、1,000人当たりの全離婚件数比を算定基準とし、普通離婚率（crude divorce rate）と呼ぶ世界各国共通に採用されている方法に従って離婚率を示す。ここでいう離婚率とはこの普通離婚率を指す。

離婚の件数は人口を無視して比較することはできない。そこでまず人口動態を調査することにした。離婚は婚姻なしには成立することはありません、また婚姻数は成年人口に比例しているから人口を無視した件数はなんの意味もないからである。

(5) 韓国の破綻主義に立脚した判例。

(6) 韓国の1970年から1994年までの人口動態推定件数（統計庁）

表 1-1 人口動態申告件数（統計庁）（単位：名，件数）

年 度	出 生	死 亡	自然増加	婚 姻	離 婚
1970	964,156	216,100	748,056	295,137	11,615
1971	983,799	196,554	787,245	239,457	11,361
1972	919,194	174,586	744,608	243,557	12,036
1973	932,830	233,092	699,738	257,907	12,492
1974	893,413	218,279	675,134	258,285	13,797
1975	848,154	244,136	604,018	282,200	16,179
1976	775,569	245,258	530,311	285,197	16,962
1977	806,881	229,569	577,312	301,755	19,767
1978	735,685	236,103	499,582	341,535	19,266
1979	848,490	224,640	623,850	352,364	16,681
1980	850,680	263,097	587,583	401,354	22,980
1981	867,271	224,978	642,293	363,263	23,754
1982	848,228	235,702	612,526	360,432	25,871
1983	769,099	254,402	514,697	367,116	28,686
1984	674,745	236,325	438,420	359,432	35,147
1985	655,717	240,284	415,433	374,387	38,812
1986	635,934	238,924	397,010	374,912	38,459
1987	623,617	242,838	380,779	372,814	40,770
1988	632,210	235,062	397,148	383,566	40,060
1989	637,048	235,736	401,312	391,346	40,712
1990	646,425	240,117	406,308	397,521	42,632
1991	704,705	240,824	463,881	400,297	44,411
1992	724,751	234,563	490,188	403,148	48,055
1993	708,614	232,239	476,375	367,196	51,349
1994	707,883	238,449	469,434	301,378	49,633

1 人口動態統計

韓国の戸籍制度は新羅時代に始まったが、現在のような組織化されたものではなく、組織化されるようになったのは1909年の（朝鮮降照1年）戸籍法は1912年の朝鮮民事令の制定公布以後である。

当時の人口動態に関する統計資料としては、戸籍申告に従った行政統計として法院（裁判所）集計に依存したものが、1910年を基点にした出生、

表 1 - 2 総人口推移と性比

(単位: 1,000名)

年 度	計	男	女	増加率	性 比
1970. 10. 1	31466	15796	15670		100.8
1970	32241	16309	15932	2.21	102.4
1971	32883	16649	16234	1.99	102.6
1972	33505	16955	16955	1.39	102.4
1973	34103	17235	16868	1.78	102.2
1974	34692	17514	17178	1.73	102
1975. 10. 1	34707	17461	17245		101.3
1975	35281	17766	17515	1.7	101.4
1976	35849	18059	17790	1.61	101.5
1977	36412	18349	18062	1.57	101.6
1978	36969	18637	18332	1.53	101.7
1979	37534	18929	18605	1.53	101.7
1980. 11. 1	37436	18767	18669		100.5
1980	38124	19236	18888	1.57	101.8
1981	38723	19536	19187	1.57	101.8
1982	39326	19877	19489	1.56	101.8
1983	39910	20129	19781	1.49	101.8
1984	40406	20375	20031	1.24	101.7
1985. 11. 1	40448	20244	20205		100.2
1985	40806	20576	20230	0.99	101.7
1986	41214	20772	20442	1	101.6
1987	41622	20960	20662	0.99	101.4
1988	42031	21155	20876	0.98	101.3
1989	42449	21357	21092	0.99	101.3
1990	42869	21568	21301	0.99	101.3
1991. 11. 1	43411	21782	21629		100.7
1991	43268	21775	21493	0.93	101.3
1992	43663	21979	21685	0.91	101.4
1993	44056	22177	21879	0.9	101.4
1994	44453	22376	22077	0.9	101.4

資料: 司法年報による人口動態。

死亡に関する申告件数の記録として残っている。

1938年朝鮮総督府の総督令により朝鮮人口動態調査規則が制定され、官房に属する調査課にて取扱われた。中央の行政機関が人口動態統計を作成し、戸籍制度とは別の人口動態申告制度として成立した⁽⁷⁾。

その後人口動態統計は1956年内務部統計局から1961年経済企画院に移管され、これは1962年統計法による指定統計第3号として指定告示された。1962年には人口動態調査規則（経済企画院令）が公布され、1970年には戸籍申告様式に人口動態項目が追加され、申告書様式は一元化された。人口動態申告は戸籍申告と不可分の関係を結びながら確立してきたのである。

人口動態年報と司法年報の統計は数値が合っていない。司法年報は申告者数に基づくからである。

以上の資料の統計は司法年報によるものであるが、人口動態資料は推定値と申告値に分かれており、嬰兒の未申告、遅延申告があるため、確実な人口動態統計となっていないので、これを補完し、推定値を産出した。申告値は参考資料として使用した。

2 人口動態件数及び動態率（1970～1994）

出生数は1970年に1,006,645人から1987年には630,724人は減少、報告したが、1994年には7,339,883人で漸次的に増加している。死亡数は1970年では258,589人と推定されるが、1994年には242,811人となる。医学の発達や長寿化などで高齢者が多くなりその騰落幅はあまりひらいていない。

出生数から死亡数を除いた自然増加数は1970年に748,056人から1987年には382,274人となり最低水準まで減少したが、その後増加し始め、1994年には491,072人に増加した。

○婚姻件数は1970年295,137件から年度別に多少の騰落があるが増加傾向を示し、1994年には379,620件になった。

(7) 1949.1.人口動態調査法、1949.12.人口動態調査令、人口動態統計年報1994。

表 1-3 人口動態推定件数

(単位: 1,000人)

年 度	出 生	死 亡	自然増加	婚 姻	離 婚
1970	1006645	258589	748056	295137	11615
1971	1024773	237528	787245	239457	11361
1972	955438	210830	744608	243557	12036
1973	967647	267909	699738	257907	12492
1974	924311	249177	675134	258285	13797
1975	874869	270851	604018	282200	16179
1976	797462	267151	530311	285197	16962
1977	827079	249767	577312	301755	19767
1978	752409	252827	499582	341535	19266
1979	864297	240447	623850	352364	16681
1980	865350	277767	587583	401354	22980
1981	880310	238017	642293	363263	23754
1982	858832	246306	612526	360432	25871
1983	778362	263665	514697	367116	28686
1984	682217	243797	438420	359432	35147
1985	662510	246121	416389	375253	38429
1986	642399	224543	397856	375761	39001
1987	630724	248450	382274	374487	41912
1988	640581	240941	399640	386246	41555
1989	646890	241187	405703	395045	42726
1990	657450	245148	412302	402590	45467
1991	718207	245713	472494	407954	48498
1992	740294	238965	501329	414349	53904
1993	726715	236503	490212	385871	60028
1994	733883	242811	491072	379620	65838

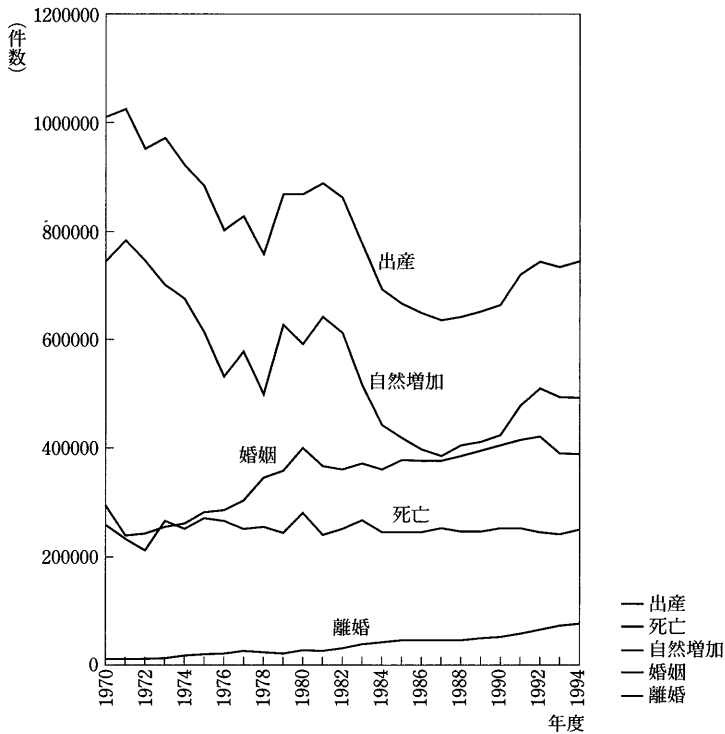
資料: 人口動態統計年報1994年。

○離婚件数は1970年には11,615件, 1980年には22,980件, 1994年には65,838件と急増している。

図表を見ると, 婚姻と離婚は徐々に増加していることがわかる。

出生申告数を見ると, 1970年には964,156人であるが, 1980年には850,680人となり, 113,476人も減っている。1980年には出生数が世界的な産児制限のため減った。死亡数は平均値を維持しており, 自然増加数も1970年代に比較して増加していない。婚姻数は1970年に295,137件, 1980年には

図1-4 人口動態推定件数図表



資料：人口動態総計年報，1994年

401,354件で106,217件も増加した。しかし1994年には301,378件で50,986件も減っている。離婚件数は1970年には11,615件であったが、1994年には3.2倍に増加した。

○粗出生率（人口千名当たりの出生数）は1970年に29.9であったが、1987年～89年には15.2と最低水準にまで減少した。1994年には増加して16.5になった。

○自然人口増加率（粗出生率－粗死亡率）は1970年の23.2から継続的に減少したが、1987年に9.2の最低水準を示し、その後増加して1994年には11.0になった。

表 1-5 人口動態申告件数

(単位: 名, 件数)

年 度	出 生	死 亡	自然増加	婚 姻	離 婚
1970	964, 156	216, 100	748, 056	295, 137	11, 615
1971	983, 799	196, 554	787, 245	239, 457	11, 361
1972	919, 194	174, 586	744, 608	243, 557	12, 036
1973	932, 830	233, 092	699, 738	257, 907	12, 492
1974	893, 413	218, 279	675, 134	258, 285	13, 797
1975	848, 154	244, 136	604, 018	282, 200	16, 179
1976	775, 569	245, 258	530, 311	285, 197	16, 962
1977	806, 881	229, 569	577, 312	301, 755	19, 767
1978	735, 685	236, 103	499, 582	341, 535	19, 266
1979	848, 490	224, 640	623, 850	352, 364	16, 681
1980	850, 680	263, 097	587, 583	401, 354	22, 980
1981	867, 271	224, 978	642, 293	363, 263	23, 754
1982	848, 228	235, 702	612, 526	360, 432	25, 871
1983	769, 099	254, 402	514, 697	367, 116	28, 686
1984	674, 745	236, 325	438, 420	359, 432	35, 147
1985	655, 717	240, 284	415, 433	374, 387	37, 812
1986	635, 934	238, 924	397, 010	374, 912	38, 459
1987	623, 617	242, 838	380, 779	372, 814	40, 770
1988	632, 210	235, 062	397, 148	383, 566	40, 060
1989	637, 048	235, 736	401, 312	391, 346	40, 712
1990	646, 425	240, 117	406, 308	397, 521	42, 632
1991	704, 705	240, 824	463, 881	400, 297	44, 411
1992	724, 751	234, 563	490, 188	403, 148	48, 055
1993	708, 614	232, 239	476, 375	367, 196	51, 349
1994	707, 883	238, 449	469, 434	301, 378	49, 633

資料: 人口動態統計年報

○粗婚姻率は1970年の9.1から1994年には8.5に減った。

○粗離婚率は1970年0.4から継続増加して1994年には1.5とすごく増加したことがわかる。

○推定件数による人口動態率推移

図表を見ると出生率, 死亡率, 自然増加率は1970年から1994年まで徐々に減少していることがわかる。

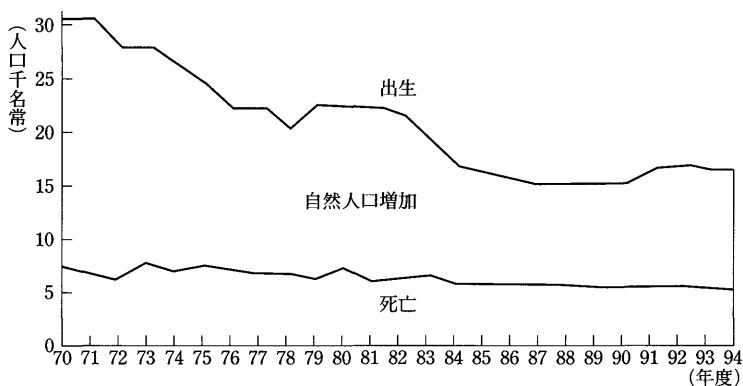
表 1 - 6 人口動態申告件数による動態率 (単位：人口千名当)

年 度	粗出生率	粗死亡率	自然人口 増 加 率	粗婚姻率	粗離婚率
1970	29.9	6.7	23.2	9.1	0.4
1971	29.9	6.0	23.9	7.3	0.3
1972	27.4	5.2	22.2	7.3	0.4
1973	27.4	6.8	20.6	7.6	0.4
1974	25.8	6.3	19.5	7.4	0.4
1975	24.0	6.9	17.1	8.0	0.5
1976	21.6	6.8	14.8	8.0	0.5
1977	22.2	6.3	15.9	8.3	0.5
1978	19.9	6.4	13.5	9.2	0.5
1979	22.6	6.0	16.6	9.4	0.4
1980	22.3	6.9	16.4	10.5	0.6
1981	22.4	5.8	16.6	9.4	0.6
1982	21.6	6.0	15.6	9.2	0.7
1983	19.3	6.4	12.9	9.2	0.7
1984	16.7	5.9	10.8	8.9	0.9
1985	16.1	5.9	10.2	9.2	0.9
1986	15.4	5.8	9.6	9.1	0.9
1987	15.0	5.8	9.2	9.0	1.0
1988	15.0	5.6	9.4	9.1	1.0
1989	15.0	5.6	9.4	9.2	1.0
1990	15.1	5.6	9.5	9.3	1.0
1991	16.3	5.6	10.7	9.3	1.0
1992	16.6	5.4	11.2	9.2	1.1
1993	16.1	5.3	10.8	8.3	1.2
1994	15.9	5.4	10.5	6.8	1.1

資料：人口動態統計年報

- 韓国の粗出生率は後進国よりは低く先進国よりは高い。
- 韓国の高齢人口比率の先進国より低いので粗死亡率も低い。
- 自然増加率は後進国より低く先進国よりは高い。
- 婚姻率は欧州諸国より高い。
- 粗離婚率はほとんどの先進国より低く、イタリア、メキシコ、ブラジル

図1-7 推定件数による人口動態率推移



資料：人口動態統計年報

等の宗教国よりは高い。

○婚姻形態としては、男女初婚の場合が1970年代には92～94%を占めていた。最近では90%程度まで減少している。

○男子は再婚，女子が初婚の比率は3～4%で大きな変動はないが，1994年には減少している。男子が初婚，女子が再婚の率は70年代では1%未満だったが，最近では2.3%まで増加し，従来の家父長社会では見られない傾向を示している。男女双方とも再婚の比率は1970年代の3.0%から80年代には4%以上増加した。これは死別又は離婚した男女の結合と思われ，主として離婚増加に起因する。

表 1-7

（単位：人口千名当）

	年度	粗出生率	粗死亡率	自然人口 増 加 率	粗婚姻率	粗離婚率
韓国	1994	¹⁾ 16.5	5.5	11.0	8.5	1.5
		²⁾ 15.9	5.4	10.5	6.8	1.1
台湾	1993	15.6	5.3	10.3	7.6	1.5
バングラディシュ	1993	35.5	11.7	23.8	10.9('91)	—
スリランカ	1992	19.8	5.6	14.2	9.0	—
シンガポール	1993	17.5	5.0	12.5	8.8	1.3
インド	1992	29.0	10.0	19.0	—	—
日本	1993	9.6	7.1	2.5	6.4	1.5
中国	1993	18.1	6.7	11.4	—	—
タイ	1993	19.4	6.1	13.3	8.4('92)	—
香港	1992	12.2	5.3	6.9	7.9	1.0('90)
エジプト	1992	30.3	7.7	22.6	8.4	1.4
ブラジル	1993	24.6	7.5	17.1	5.4('90)	0.5('90)
チリ	1992	21.6	5.4	16.2	6.6	0.4('91)
カナダ	1991	14.6	7.0	7.6	7.1('90)	2.9('90)
メキシコ	1993	27.7	4.6	23.1	7.3	0.6('92)
米国	1993	15.6	8.8	6.8	9.0	4.6
オーストラリア	1992	15.1	7.1	8.0	6.6	2.6
デンマーク	1993	13.1	12.1	1.0	6.1	2.5('92)
ロシア	1992	10.7	12.2	-1.5	8.6('91)	4.3
ドイツ	1993	9.8	11.0	-1.2	5.5	1.7('92)
スウェーデン	1993	13.5	10.9('92)	2.6	4.3('92)	2.5('92)
イギリス	1993	13.2	10.9('92)	2.3	6.0('91)	3.0('91)
イタリア	1993	9.4	9.5	-0.1	4.8	0.4
フランス	1992	13.0	9.1	3.9	4.7	1.9('91)

資料：台湾は'93人口統計年鑑，日本は'93人口動態統計，中国は'94中国統計年鑑，他の国は'93人口統計年鑑

註：¹⁾は推定値，²⁾は申告値

表 1 - 9 婚姻形態別婚姻構成比 (1970~1994)

(単位: %)

年 度	計	初婚-初婚 (男)(女)	再婚-初婚 (男)(女)	初婚-再婚 (男)(女)	再婚-再婚 (男)(女)
1970	100.0	91.5	4.1	0.9	3.5
1971	100.0	94.4	2.8	0.6	2.2
1972	100.0	94.1	3.0	0.5	2.4
1973	100.0	93.7	3.2	0.6	2.5
1974	100.0	93.4	3.3	0.6	2.7
1975	100.0	92.6	3.6	0.8	3.0
1976	100.0	92.9	3.5	0.8	2.9
1977	100.0	93.0	3.3	0.9	2.8
1978	100.0	92.6	3.5	1.0	2.9
1979	100.0	93.0	3.3	1.0	2.7
1980	100.0	92.2	3.5	1.2	3.1
1981	100.0	92.7	3.2	1.2	2.9
1982	100.0	92.1	3.4	1.3	3.2
1983	100.0	91.8	3.4	1.4	3.4
1984	100.0	91.3	3.6	1.5	3.6
1985	100.0	90.6	3.7	1.7	4.0
1986	100.0	90.4	3.7	1.8	4.1
1987	100.0	89.8	3.8	2.0	4.4
1988	100.0	89.7	3.7	2.2	4.4
1989	100.0	90.0	3.5	2.2	4.3
1990	100.0	89.8	3.4	2.4	4.4
1991	100.0	90.3	3.2	2.4	4.1
1992	100.0	90.2	3.0	2.6	4.2
1993	100.0	89.8	3.0	2.7	4.5
1994	100.0	90.9	2.6	2.3	4.2

資料: 人口統計年報

3. 季節的婚姻構成比 (1970~1994)

1970年代には全体婚姻中約41%が冬に婚姻したが、次に春、夏、秋の順になった。最近では春、秋、冬、夏の順に行なっている傾向がある。1970年代以降冬の婚姻が減少している。夏の婚姻が1970年代は10%未満から80年代は10%以上の水準を示し、相対的に季節別の偏差がせまくなった。

表 1-10 季節別婚姻構成比（1970～1994）（単位：％）

年度	計	春	夏	秋	冬
1970	100.0	26.1	6.9	26.4	40.6
1971	100.0	26.9	7.0	28.1	38.0
1972	100.0	26.6	7.2	26.5	39.7
1973	100.0	27.9	7.6	24.2	40.3
1974	100.0	26.2	8.3	23.7	41.8
1975	100.0	27.7	9.1	24.2	39.0
1976	100.0	27.5	8.5	24.5	39.5
1977	100.0	27.8	9.8	24.6	37.8
1978	100.0	28.0	8.8	25.5	37.7
1979	100.0	29.2	9.7	24.4	36.7
1980	100.0	28.8	9.9	23.6	37.7
1981	100.0	30.6	9.9	25.6	33.9
1982	100.0	30.4	9.9	24.9	34.8
1983	100.0	29.8	10.0	24.6	35.6
1984	100.0	30.9	10.5	25.7	32.9
1985	100.0	31.7	10.9	24.3	33.1
1986	100.0	32.4	10.4	26.6	30.6
1987	100.0	32.1	10.1	26.6	31.2
1988	100.0	32.3	10.9	25.9	30.9
1989	100.0	32.5	10.4	27.5	29.6
1990	100.0	32.9	10.5	27.2	29.4
1991	100.0	33.5	11.5	28.2	26.8
1992	100.0	33.2	11.0	29.2	26.6
1993	100.0	32.4	11.5	28.9	27.2
1994	100.0	36.5	10.8	28.1	24.6

資料：人口動態統計年報

4 婚姻形態別 婚姻年齢（1985～1994）

平均婚姻年齢は1985年男子が27.4才，女子が24.2才から，現在は増加し，1994年男子が28.8才，女子が25.6才と表れている。男女婚姻年齢の格差は約3才である。男女初婚の場合は，1985年に男子が26.4才，女子が23.4才であった。次第に遅くなり，1994年には男子27.8才，女子が24.7，

表 1-11

(単位：歳)

年 度	全体婚姻			初婚 (男子) - 初婚 (女子)		
	男 子	女 子	差 異	男 子	女 子	差 異
1985	27.4	24.2	3.2	26.4	23.4	3.0
1986	27.6	24.4	3.2	26.6	23.6	3.1
1987	27.8	24.6	3.2	26.8	23.7	3.2
1988	28.0	24.8	3.2	27.0	23.9	3.1
1989	28.2	24.9	3.3	27.2	24.1	3.1
1990	28.3	25.0	3.3	27.3	24.2	3.1
1991	28.4	25.1	3.3	27.4	24.2	3.2
1992	28.5	25.2	3.3	27.5	24.3	3.2
1993	28.6	25.4	3.2	27.5	24.3	3.2
1994	28.8	25.6	3.2	27.8	24.7	3.1

資料：人口動態統計年報

差異は約 3 才。これは平均寿命の長さ、教育年数の増加で、家庭生活の周期が変わってきたことを示している。

○韓国では普通、婚姻といえば、夫家に入籍することをいう。妻家への入籍⁽⁸⁾は、韓国の慣習が男子血統を望む傾向をもつのであまり行なわれていない。しかし、産児制限によって子供の数が男女を問わず一人か二人に制限され、女子一人又は二人という家庭が多くなり、1992年の申告によると1256件の妻家入籍があった。

入夫婚姻すると氏が別姓だから入夫婚姻で生まれる子は夫の氏を名するのでなく男性血統であるが、この場合は妻の家の氏に従って母の氏を名付けるのである。

普通女子ばかりで男子がなく、家系を承ぐ子孫がない場合に入夫婚姻をする。しかし法律的には男子がいなことを条件としてはいない。未だ

(8) 1991年に妻家入籍する入夫婚姻制度が改正されたので普通婚姻制度である夫家入籍する件数と入夫婚姻制度である妻家入籍する件数と合せた件数が婚姻件数である。

表 1-12

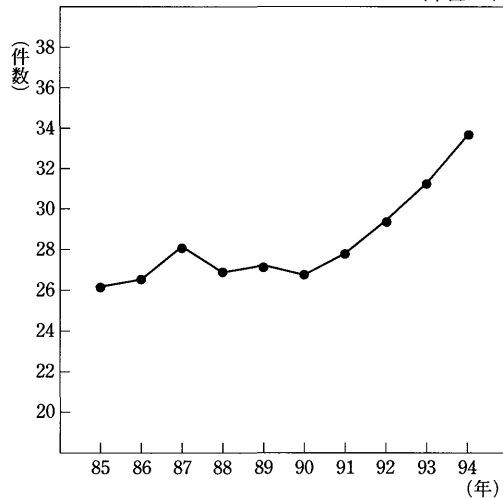
（単位：件数（名））

年 度	婚 姻 数		離 婚 数		総離婚数	婚姻と離婚の比率
	夫家入籍	妻家入籍	協 議	裁 判		
1980	753000	7	37020	6509	43529	5.7
1981	782383	11	43692	7969	51661	6.6
1982	769395	12	46868	9942	56810	0.7
1983	801903	7	47216	10792	58000	0.7
1984	724390	33	58111	14109	72220	0.9
1985	711916	51	58648	15908	74556	0.1
1986	718762	17	61017	16460	77477	0.1
1987	715666	54	64731	17478	82209	0.1
1988	763835	108	66307	18626	84933	0.11
1989	769828	6	68156	18968	87124	0.11
1990	760665	3	70269	20142	90411	0.11
1991	767211	10	71689	20194	91883	0.119
1992	777816	1256	76780	21395	98175	0.126
1993	430514	48	51800	14614	65814	0.152
1994	436533	15	50457	15481	65938	0.151

司法統計年鑑（戸籍申告件数による件数）

図1-13 裁判上離婚事件の推移

（単位：千）



戸主制度が残存しているから当然のことだと思う。必ず戸主は一家庭に一人はいるわけである。

裁判離婚件数の推移をみると、裁判離婚事件が87%と最高であり、1985年度から増加しているが、1988～1989年度には減少した。しかし1991年から再び増加傾向を示している。

この統計を見ると、協議離婚が裁判離婚よりかなり多くなっていることがわかる。協議離婚件数と裁判離婚件数を合わせたのが総離婚件数である。1980年代は婚姻件数も離婚件数も増加しているが、1993年からはどちらも減少してきている。この変化は人口増加と婚姻年齢に達した男女の比率にも関連している。現在、韓国では婚姻適齢期に達している女子の数に比較して男子の数が上回っている。農家で中国在住の女子を婚姻の相手として選ぶことも多く、中国在留韓国人女子と韓国の男子との婚姻が進められている。

しかし1980年代に比較して1994年の離婚率は5.7%から15%に高まっている。このことは離婚が増加していることを示す。

○入夫婚姻をしなければならない家庭が増えてくるのは男子選好思想のためだと思い、次の様に男子の数が女子の数に比べてどの程度であるか見ることにしましょう。

女子の数が少ないと男子の婚姻を妨害しているのである。女子の離婚率が高くなりやすく、それは再婚がしやすいからだと思う。

○出生率比は1980年代初めから継続的に男子の数が多くなり、1994年には女子100名に対し男子115.5名になっている。又、寅年、馬年、たつ年には女子の出産を忌避し女子の出生性比が低くなっている。特に最近になって3人以上の子供を持っている家庭では男児選好思想のため、出生率は低くなりつつあるけれども、男子を出産するまでと考え、3児以上の子供を出生し1994年に205.9を上回っている。

○法律的には子供が出産出来ないとか、男子の子を出産出来ないとかが離婚原因にはならないが、実質的に男子を好んで妾をもらったり、離婚を招

表 1-14

（単位：女兒100名当男児数）

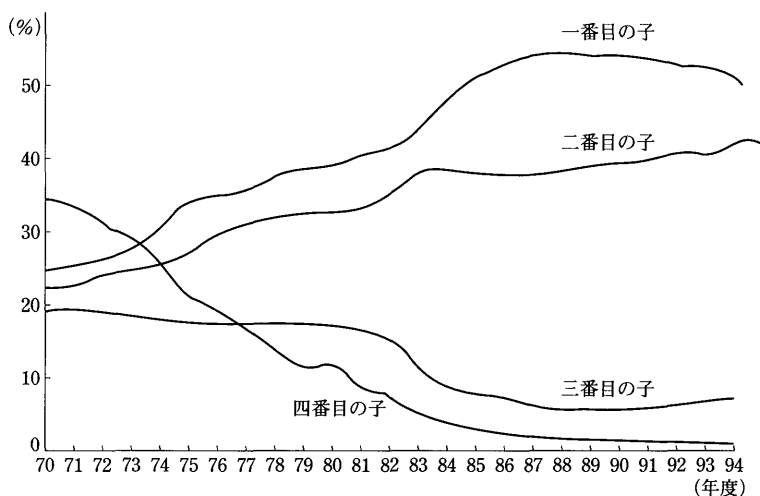
年 度	計	1 児	2 児	3 児	4 児以上
1970	109.5	110.2	109.3	109.1	109.4
1971	109.0	108.1	107.7	109.7	110.1
1972	109.5	109.0	109.5	109.5	110.1
1973	104.6	106.2	105.3	103.9	103.0
1974	109.4	114.7	108.5	108.4	104.8
1975	112.4	120.0	109.8	110.8	105.5
1976	110.7	113.6	110.1	109.9	107.1
1977	104.2	104.3	103.6	104.5	105.1
1978	111.3	111.6	110.9	110.8	112.0
1979	106.4	106.2	106.2	107.7	107.5
1980	105.3	106.0	106.5	106.9	110.2
1981	107.2	106.3	106.7	107.1	112.9
1982	106.8	105.4	106.0	109.2	113.6
1983	107.4	105.8	106.2	111.8	120.0
1984	108.3	106.1	107.2	116.9	128.1
1985	109.4	106.0	107.8	129.2	146.8
1986	111.7	107.3	111.2	138.6	149.9
1987	108.8	104.7	109.1	134.9	148.8
1988	113.3	107.2	113.3	165.4	183.3
1989	111.8	104.1	112.5	183.1	201.1
1990	116.6	108.6	117.2	190.8	214.1
1991	112.5	105.8	112.6	181.4	201.3
1992	113.8	106.3	112.6	194.1	220.1
1993	115.5	106.6	114.8	205.3	246.7
1994	115.5	106.1	114.3	205.9	237.7

（資料：人口動態統計統計庁）1970～1994。

く風習もしばしば見られる。だから男子を出産するまで女子を4人も5人も出産する家庭があるのではないかと思います。

それが兄弟からの養子、又は他人からの養子をもらい家系承ぎをするよりも気楽だと考えている。自分の血統が承いていると思うからである。女は先ず嫁にいて男子を出産すればその家の主人になれるというしきたりがある。

図1-15 出産順位別構成比



資料：人口動態総計年報

現在では高学歴となり個人主義的な自由思想がさかんになったが、男子選好思想をほろぼす程ではない。法事の時も男子だけが礼をし、女子は後ろに立っているか、その数に入れてもらえないのである。女子が嫁にいつてから自己の実家の法事をするのはたまにある程度で、普通は実家に男子の兄弟がいない時は、お寺に法事をあずけるか、あるいは同性又は異性養子をして祖先の法事を行う。

実家を承ぐ家系のためだと思う⁽⁹⁾。

5 地域別出生性比 (1970～1994)

出生性比を地域別に考察すると、1970年以来、大田、大邱、慶尚北道、慶尚南道の男子出生比が他の道に比べて高いことがわかる。特に大邱、慶尚北道、慶尚南道は保守的地域だと云われている程。最近女子100名当り

(9) 異性戸主制は1991年に改正され制定した、それ以前は死後養子があったけれど91年以後は生存養子制度だけある様になった。

表 1-16 出生性比（1970～1994）

（単位：女児100名当男児数）

年度	計	ソウル	釜山	大邱	仁川	光州	大田	京畿	江原	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州
1970	190.5	105.2	102.5	—	—	—	—	109.4	108.6	112.6	113.6	110.1	108.2	111.5	111.6	102.0
1971	109.0	109.3	107.2	—	—	—	—	107.6	106.0	109.9	110.9	108.7	108.6	110.5	109.2	102.3
1972	109.5	107.9	108.2	—	—	—	—	107.3	112.9	115.9	112.8	110.1	105.8	110.8	112.5	101.6
1973	104.6	108.1	106.2	—	—	—	—	102.5	103.7	104.7	105.7	104.2	98.5	107.2	106.0	103.4
1974	109.4	110.5	117.0	—	—	—	—	106.6	106.3	103.3	108.6	107.1	101.1	112.9	121.8	105.6
1975	112.4	112.9	116.6	—	—	—	—	105.3	104.3	98.7	110.9	107.3	102.9	112.1	147.7	103.6
1976	110.7	111.3	110.8	—	—	—	—	105.9	105.7	95.1	108.8	109.8	110.8	116.5	120.3	109.5
1977	104.2	103.9	103.0	—	—	—	—	104.0	103.9	105.7	104.5	103.1	104.7	105.5	103.6	106.5
1978	111.3	112.6	112.8	—	—	—	—	109.9	106.8	110.3	108.6	108.2	112.1	115.5	109.9	113.4
1979	106.4	107.3	106.6	—	—	—	—	106.2	105.0	108.0	104.8	105.2	105.0	107.7	105.9	106.1
1980	105.3	106.3	105.4	—	—	—	—	105.7	103.2	106.3	104.6	104.2	104.9	105.4	105.2	103.5
1981	107.2	107.6	106.4	107.6	106.9	—	—	105.3	106.1	109.5	108.0	106.9	108.5	107.7	105.7	109.3
1982	106.8	107.8	106.8	106.5	104.3	—	—	105.9	106.2	105.8	107.1	107.0	107.5	107.1	105.6	106.9
1983	107.3	108.7	106.1	108.0	106.6	—	—	105.2	106.1	106.2	106.1	108.1	108.0	108.8	107.7	105.9
1984	108.3	108.0	105.6	113.4	106.2	—	—	106.1	107.0	108.4	110.0	108.2	109.4	113.3	107.9	106.2
1985	109.4	108.8	109.2	121.0	108.4	—	—	106.5	108.7	110.0	108.9	107.7	105.8	120.0	109.9	108.1
1986	111.7	110.7	112.1	126.9	110.0	—	—	107.3	106.6	113.0	110.0	107.5	110.8	121.3	114.1	116.5
1987	108.8	107.4	107.7	121.1	105.3	105.2	—	106.1	105.3	108.2	109.0	105.7	107.1	118.4	112.8	105.6
1988	113.3	110.8	111.9	134.5	110.0	107.3	—	109.4	108.1	112.7	114.1	109.4	112.0	125.4	119.0	109.7
1989	111.8	109.6	111.3	121.9	107.0	108.4	122.6	107.4	109.9	111.5	110.3	108.3	109.8	127.2	117.4	112.6
1990	116.6	113.4	118.5	130.0	112.2	113.5	123.0	111.5	113.5	117.2	116.8	114.0	114.1	130.8	124.7	119.2
1991	112.5	110.2	116.2	125.0	108.2	111.1	113.5	109.5	110.0	112.5	112.4	107.3	110.6	122.9	117.5	104.1
1992	113.8	111.0	117.0	124.5	107.7	112.6	114.7	111.3	111.4	117.2	115.8	107.7	109.9	122.8	120.1	117.0
1993	115.5	113.4	118.7	124.9	112.2	111.1	118.9	112.7	115.6	116.5	114.5	110.4	113.4	124.3	121.5	108.0
1994	115.5	113.4	119.0	121.3	114.6	111.9	116.9	112.9	114.9	114.7	116.2	110.0	113.2	124.3	120.2	115.6

男子120名を上回っている。1994年の場合、慶尚北道が124.3で、最高値を示しており、全羅北道が110.0で最も低いほうである。

ゆくゆく男女の性比不平等が大きな社会問題になるのではないかと思う。性暴力、婚姻の不平等、しやすい再婚で離婚の高潮等、問題があると思う。

表 1-17 離婚項目別離婚構成比 (1970~1994)

(単位：%)

年度	計	夫婦不和	家族間不和	健康上	経済問題	其他
1970	100.0	64.9	8.3	5.7	5.1	16.1
1971	100.0	64.8	8.3	6.1	5.5	15.4
1972	100.0	64.9	8.2	5.8	5.6	15.5
1973	100.0	63.6	8.3	5.8	5.5	16.9
1974	100.0	63.7	8.3	5.8	5.0	17.2
1975	100.0	64.4	8.6	5.2	5.2	16.7
1976	100.0	65.7	7.3	5.0	4.9	17.2
1977	100.0	68.0	6.8	4.7	4.4	16.1
1978	100.0	72.3	5.9	4.2	3.6	13.9
1979	100.0	73.2	5.6	3.9	3.5	13.8
1980	100.0	74.6	5.3	3.3	3.6	13.1
1981	100.0	75.8	5.4	2.7	3.9	12.2
1982	100.0	77.6	4.5	2.5	3.7	11.7
1983	100.0	78.6	4.5	2.2	3.5	11.3
1984	100.0	79.8	3.9	1.8	3.3	11.1
1985	100.0	80.9	4.1	1.6	3.0	10.4
1986	100.0	80.7	4.1	1.6	2.9	10.8
1987	100.0	80.5	3.3	1.7	2.6	11.9
1988	100.0	82.2	3.6	1.5	2.2	10.6
1989	100.0	82.7	3.4	1.4	2.1	10.4
1990	100.0	82.6	3.5	1.4	1.8	10.6
1991	100.0	83.7	3.4	1.2	1.7	10.0
1992	100.0	84.6	3.0	1.2	1.9	9.3
1993	100.0	83.7	2.9	1.0	2.2	10.2
1994	100.0	82.9	2.6	1.0	2.7	10.8

資料：人口動態統計年報

6 婚姻原因別離婚構成比（1970～1994）

この統計を見ると、夫婦不和による離婚は1970年には離婚全体の64.9%であったが、1980年代後半から継続的に増加し、1994年には83%にまで増加したことがわかる。他方家族間の不和、健康上、あるいは経済問題によ

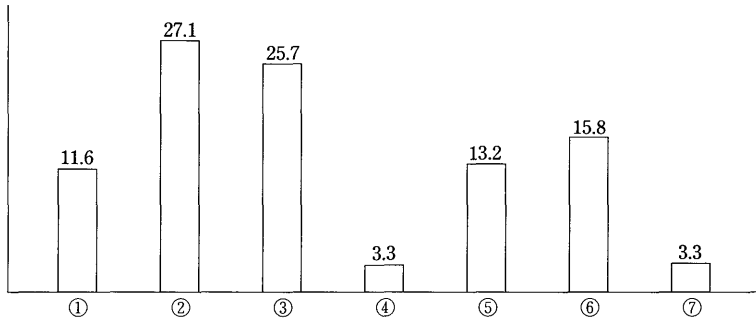
表1-18 1991年大邱地方法院に離婚訴訟を申請する件数

夫が申請（220名）			妻が申請（492名）		
1. 不貞行為	78	35.45%	1. 不貞行為	150	30.48%
2. 同居不応	58	26.36%	2. 暴行	126	25.60%
3. 奢侈、浪費、家産蕩 盡、放蕩生活	31	14.09%	3. 疑妻症	38	7.72%
4. 疑夫症	10	4.54%	4. 飲酒	37	7.52%
5. 疾患（精神疾患包含）	8	3.63%	5. 奢侈、浪費	22	4.47%
6. 暴行傷害	7	3.18%	6. 賭博	19	3.86%
7. 性格差異	5	2.27%	7. 生活費を下れない	14	2.84%
8. 賭博	4	1.18%	8. 犯罪	12	2.43%
9. 飲酒（酒中毒）	1	0.45%	9. 疾患	12	2.43%
10. 其他	18	8.18%	10. 性格差異	7	1.42%
			11. 宗教差異	2	0.40%
			12. 其他：麻薬服用、無 為徒食＝生活無能 力、家出＝遺棄、同 居不応＝同寝不応、 詐欺結婚、性不具	53	10.77%

表1-19 裁判離婚の副事由の項目

	主な事由	比 率	副事由	比 率
① 不貞行為	145	18.5%	35	11.6%
② 悪意の遺棄	402	51.2%	82	27.1%
③ 配偶者とその直系尊属のいじめ	187	23.8%	78	25.7%
④ 自己の尊属のいじめ	11	1.4%	10	3.3%
⑤ 3年以上 行方不明	13	1.7%	40	13.2%
⑥ 婚姻の継続しがたい状態	18	2.3%	48	15.8%
⑦ 不適当な離婚事由で棄却	9	1.1%	10	3.3%
合計	785	100	303	100 %

図1-20



*離婚する副事由は悪意の遺棄、配偶者をその直系尊属が虐待するがかなり多い比率を表している。
 *離婚する主事由の他に副事由がある件数が303件その他に主事由だけで離婚をする件数は482件である。

る離婚は減少して、1970年の5～8%が1994年には3%以下に減少した。これは産業化、都市化、核家族化により夫婦中心の家族が多くなり、大家族で生活していないことを示す。

表1-19をみると自己の直系尊属が不当な待遇を受ける場合には主事由又は副事由においても少ない件数を示している民840条1号～6号の主事由と副事由が同時に適用される判決もある。又主事由だけの判決もある。

7 年齢別離婚構成比及び平均離婚年齢（1970～1994）

離婚全体の半分くらいが男女共に30～39才、女子は25～34才の時期に発生する。

男女双方共に20代の離婚は減少している反面、35才以後の離婚は増加している。1985年以後、男女の平均離婚年齢は継続的に増加している。

8 同居期間別離婚構成比（1985～1994）

同居期間別離婚構成比によれば、1994年に発生した離婚中31.9%が5年未満、25.2%が10年未満、10年以上が43.0%である。

離婚5年以内の離婚は1985年の41.5%から継続的に減少して、1990年

表 1-21 男子離婚構成比及び平均離婚年齢 (単位：％，歳)

年齢 年度	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60+	平均 離婚 年齢
1985	0.1	4.0	21.7	26.5	20.7	13.2	7.2	2.9	1.7	2.0	35.6
1986	0.1	3.5	21.0	28.1	20.6	13.1	6.9	3.1	1.6	1.9	35.7
1987	0.1	3.2	20.6	28.3	20.5	13.2	7.5	3.2	1.6	1.9	35.8
1988	0.0	2.8	19.2	29.0	20.8	13.1	8.2	3.4	1.6	1.9	36.1
1989	0.0	2.7	18.5	29.2	20.6	13.8	7.7	3.7	1.8	1.9	36.2
1990	0.1	2.3	17.1	28.9	21.6	14.1	8.2	3.9	1.8	2.0	36.5
1991	0.0	2.3	14.5	28.7	23.2	14.7	8.2	4.2	2.0	2.0	37.0
1992	0.0	1.9	13.7	27.8	24.2	14.9	8.6	4.7	2.1	2.0	37.3
1993	0.0	1.9	12.0	26.4	25.2	15.7	9.3	5.2	2.2	2.0	37.7
1994	0.0	1.7	11.8	25.2	25.9	15.9	9.8	5.4	2.3	2.1	38.0

表 1-22 男子離婚構成比及び平均離婚年齢 (単位：％，歳)

年齢 年度	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60+	平均 離婚 年齢
1985	0.9	15.5	32.4	23.5	13.8	7.7	3.5	1.5	0.7	0.5	31.3
1986	0.8	13.4	33.2	25.3	13.8	7.3	3.4	1.5	0.6	0.5	31.4
1987	0.7	12.2	33.5	26.0	13.7	7.6	3.6	1.6	0.7	0.5	31.6
1988	0.5	11.3	32.1	27.5	14.1	7.7	3.9	1.6	0.7	0.5	31.9
1989	0.5	11.1	30.4	28.7	14.5	7.9	3.9	1.7	0.7	0.5	32.1
1990	0.4	10.0	28.8	28.9	16.4	8.1	4.2	1.9	0.9	0.5	32.5
1991	0.4	9.3	25.8	30.6	18.0	8.4	4.1	2.0	0.9	0.6	32.9
1992	0.4	8.6	24.5	30.3	19.2	8.8	4.4	2.2	0.9	0.6	33.2
1993	0.2	7.6	22.6	29.7	21.2	10.0	4.7	2.3	1.0	0.6	33.8
1994	0.2	6.9	21.8	28.6	22.6	10.6	5.1	2.5	1.0	0.6	34.1

資料：人口動態統計年報（統計庁）

33.7％，1994年に43.0％まで増加している。

これは同居期間が長い年齢層の離婚の増加幅が，同居期間の短い年齢層の離婚の増加幅より大きいからである。

平均同居期間は1985年の7.1年に比較して，94年には多少増加して9.1年を示している。

司法年鑑による離婚原因を見ると，1994年に31,761件の裁判離婚があっ

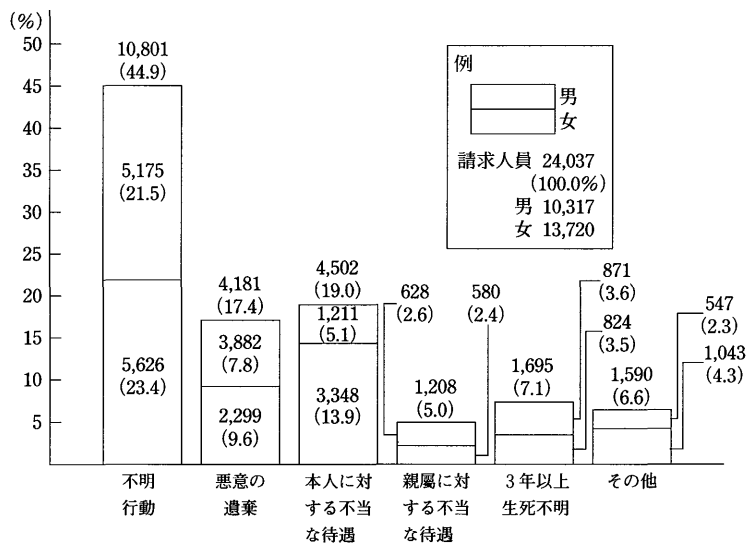
表 1-23 同居期間別離婚構成比 (1985~1994)

(単位: 年, %)

年 度	平 均 同居年数	0 ~ 5 年 未 満	5 ~ 10 年 未 満	10 ~ 15 年 未 満	15 ~ 20 年 未 満	20 年 以 上
1985	7.1	41.5	30.6	15.7	7.4	4.7
1986	7.2	40.3	31.4	16.1	7.6	4.5
1987	7.3	39.5	31.7	16.2	8.0	4.6
1988	7.5	38.6	31.1	17.7	8.0	4.6
1989	7.6	38.3	30.6	18.2	8.1	4.8
1990	7.8	37.3	29.0	19.4	8.6	5.7
1991	8.2	35.3	28.1	20.7	9.6	6.3
1992	8.5	33.9	27.0	22.0	10.4	6.8
1993	8.9	32.6	25.8	22.4	11.6	7.5
1994	9.1	31.9	25.2	22.5	12.6	7.9

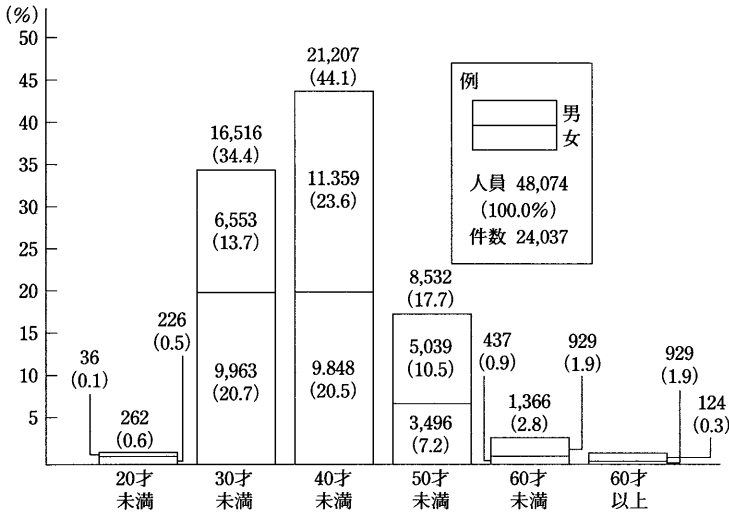
資料: 人口動態統計年報 (統計庁)

図1-24 離婚件数原因別比率 (司法年鑑1991, 参照)



注: 離婚事件中原因が結合した場合主な原因1個だけ計算したものである。

図1-25 離婚事件性別・年齢別分布



た。その内訳は、不貞行為が44.9%，悪意の遺棄17.4%，本人に対する不当な待遇19%，尊属に対する不当な待遇2.6%，3年以上生死不明7.1%，その他6.6%である。

不貞行為が主な離婚原因である。

年齢では30～39代が離婚全体の44.1%，その次が20～30歳で34.4%である。

9 世界主要国の出生性比比較（1994年）

韓国では男子を好み，女子100名に対し男子115.5名で，世界で最高である。次が台湾で女子100人に対し110.0人である。

人口動態統計に基づく婚姻数と離婚数には多少の誤差があり，裁判離婚件数と協議離婚件数，離婚原因別，離婚事件，性別，年齢別分布，裁判離婚の推移は司法年報に基づいている。即ち申告された戸籍上の統計を調査したものである。

表 1-26 主要国家の出生性比比較, 1994

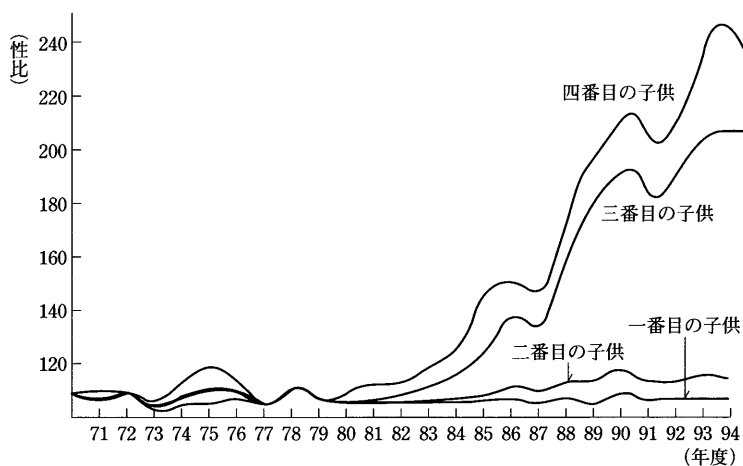
—1994年基準韓国の出生性比115.5が比較国中一番高いほうである。

(単位: 女児100名当男児数)

国 名	年 度	性 比	国 名	年 度	性 比
韓 国	1994	115.5	フィリピン	1990	108.4
日 本	1993	105.6	デンマーク	1991	105.3
台 湾	1992	110.0	エジプト	1989	106.5
香 港	1992	107.2	ブラジル	1990	104.1
シンガポール	1993	107.0	チ リ	1991	104.9
米 国	1991	104.6	イスラエル	1992	105.9
イギリス	1992	105.2	マレーシア	1991	106.9
フランス	1990	105.4	スリランカ	1988	105.2
オランダ	1992	105.2	タ イ	1991	105.8
オーストラリア	1992	105.5	ド イ ツ	1991	105.5
カナダ	1989	105.0	ハンガリー	1992	105.9
バングラディシュ	1988	107.0	スウェーデン	1991	106.2
パキスタン	1988	109.0	ユーゴスラビア	1990	107.5
イタリ ア	1989	106.2	ニュージーランド	1992	108.0
ポーランド	1991	105.8	ポルトガル	1991	106.1
ス イ ス	1992	104.5			

資料: 台湾は'93人口統計年鑑, 日本'93人口動態統計, 残りの国は'93UN 人口統計年鑑

図1-27 出産順位別出生性比



その他は人口動態統計年報の人口動態統計により、出生、死亡、自然増加、婚姻、離婚の推定件数、申告件数、世界主要国家の人口動態比較、婚姻形態別構成比、男女婚姻年齢、人口動態統計の出生性比、各地方の出生性比、離婚原因別非婚構成比、離婚平均年齢、同居期間離婚構成比、世界の主要国家の出生性比を比較した。その結果1970年から1994年にかけて離婚は継続的に増加していることがわかる。〔統計Ⅰ－1〕〔Ⅰ－2〕〔Ⅰ－4〕〔Ⅰ－5〕〔Ⅰ－6〕〔Ⅰ－9〕〔Ⅰ－12〕〔Ⅰ－17〕〔Ⅰ－18〕〔Ⅰ－19〕〔Ⅰ－20〕〔Ⅰ－22〕〔Ⅰ－23〕〔Ⅰ－24〕〔Ⅰ－25〕

その原因は主に夫婦間の不和特に不貞行為である。

世界各国で破綻主義が法律で規定され婚姻を継続し難い場合は婚姻生活を続けるより離婚して新しい生活を続けるのが本人のためにも良いと考えられるようになり、そうした判例等が増加していることがわかる。

特に裁判離婚よりも協議離婚が3～3.5倍になり、裁判所に訴えるより夫婦が協議して離婚する件数が増加していることがわかる（Ⅰ－12）

こういうふうな離婚の増加は個人の平等と自由、以前男性専制的な離婚すなわち男は捨てる、女は捨てられる離婚が両性平等に従って離婚に関して親権者を決めることや、財産分与権等で生活保護を行っていることだと感じる。又、産業社会、企業の分割化、工業の発達、職場の収入問題が理由ではなかろうか。いずれにせよ協議離婚は1970年代から続けて増加していることがわかる。

以上、韓国の1970年度から1994年までの人口動態統計と婚姻及び離婚に関する実態を概観した。